

平成 2 5 年 9 月 1 0 日

第 4 回 廿 日 市 市 議 会 議 案 説 明 書
(第 3 回 定 例 会)

廿 日 市 市



第4回廿日市市議会議案説明書目次

報告第14号	専決処分事項の報告について	1
報告第15号	専決処分事項の報告について	3
報告第16号	専決処分事項の報告について	5
報告第17号	専決処分事項の報告について	7
議案第72号	住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する 条例	9
議案第73号	廿日市市税条例の一部を改正する条例	11
議案第74号	廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する 条例	13
議案第80号	財産の取得について	15
議案第81号	財産の取得について	17
議案第82号	財産の取得について	19
議案第83号	財産の取得について	21
議案第84号	廿日市市公平委員会委員の選任の同意について	23
諮問第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることに ついて	25

(報告第14号)

専決処分事項の報告について
(工事請負契約の変更について)

(契 約 課)

1 専決処分した理由

平成24年議案第86号により契約を締結することについて議決を得た大野西小学校・大野中学校小中一貫教育推進校建設工事の請負契約については、工事内容の一部変更に伴う設計変更により、請負金額を変更する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

現 請 負 金 額	変 更 請 負 金 額	増 加 額
1,802,850,000円	1,807,314,600円	4,464,600円

3 専決処分年月日

平成25年7月29日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第3号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定により議会の議決を得た契約について、請負金額の増額又は減額が当該請負金額の100分の5を超えない変更契約を締結すること。

(報告第15号)

専決処分事項の報告について
(工事請負契約の変更について)

(契約課)

1 専決処分した理由

平成24年議案第87号により契約を締結することについて議決を得た大野西小学校・大野中学校小中一貫教育推進校建設電気設備工事の請負契約については、工事内容の一部変更に伴う設計変更により、請負金額を変更する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

現請負金額	変更請負金額	減少額
237,825,000円	234,382,050円	3,442,950円

3 専決処分年月日

平成25年7月29日

4 根拠法令

報告第14号説明書に同じ。

(報告第16号)

専決処分事項の報告について
(工事請負契約の変更について)

(契 約 課)

1 専決処分した理由

平成25年議案第64号により契約を締結することについて議決を得た地御前1号幹線築造工事(その2)の請負契約については、労務単価の変更に伴う設計変更により、請負金額を変更する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

現請負金額	変更請負金額	増 加 額
187,110,000円	192,542,700円	5,432,700円

3 専決処分年月日

平成25年7月29日

4 根拠法令

報告第14号説明書に同じ。

(報告第17号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(消 防 本 部)

1 専決処分した理由

平成25年8月14日宮島消防署の職員が、宮島町 地先を、救急搬送用務のために救急車で進行中、対向車と離合しようとして左端に寄ったところ、同車両後部が店舗の軒先に接触し、同軒先に損傷を与えた。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 47,250円

3 専決処分年月日

平成25年8月26日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第4号 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を
決定すること。

5 参照法令

民法

第715条 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

(議案第72号)

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

(市民課)

1 提案の要旨

- (1) 住居表示の実施により広島圏都市計画事業廿日市駅北土地区画整理事業区域及びその区域に隣接する土地の一部で住所の表示が変更されることに伴い、廿日市市保育園条例に規定する佐方保育園の位置の表示を次のとおり変更しようとするものである。

現 行	改 正 案
廿日市市佐方1031番地	廿日市市城内三丁目5番16号

- (2) 住居表示の実施により広島圏都市計画事業廿日市駅北土地区画整理事業区域に隣接する土地の一部で区域の名称が変更されることに伴い、次のとおり関係条例の規定の整理を行おうとするものである。

条 例 名	整理の内容
廿日市市農業委員会選挙委員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数を定める条例	区域の名称を整理する。
廿日市市上水道事業の設置等に関する条例	
廿日市市消防本部及び消防署の設置等に関する条例	

- (3) その他必要な規定の整理を行う。

2 施行期日

平成25年10月28日。ただし、1の(3)の改正規定については、公布の日

(議案第73号)

廿日市市税条例の一部を改正する条例

(税制収納課)

1 提案の要旨

地方税法の一部が改正されたことに伴い、次のとおり市民税に関する規定を改正しようとするものである。

(1) 公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について、次の措置を講じる。

ア 特別徴収対象年金所得者が賦課期日後に市の区域外に転出した場合においても、一定の要件の下、特別徴収を継続する。

イ 市が特別徴収対象年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する年金所得に係る仮特別徴収税額を、市が特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額の2分の1に相当する額とする。

(2) 公社債等及び株式等に係る所得に対する市民税の課税について、次の措置を講じる。

ア 特定公社債及び公募公社債投資信託等の受益権に対する課税

(ア) 平成28年1月1日以後に納税義務者が支払を受けるべき特定公社債、公募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の公募投資信託の受益権及び特定目的信託（その社債的受益権の募集が公募により行われたものに限る。）の社債的受益権（以下「特定公社債等」という。）の利子等について納税義務者が申告書を提出した場合には、所得割の課税対象とし、100分の3の税率による分離課税とする。

(イ) 平成28年1月1日以後の特定公社債等の譲渡に係る譲渡所得等については、納税義務者が申告書を提出した場合には、所得割の課税対象とし、100分の3の税率による分離課税とする。

イ 特定公社債以外の公社債及び私募公社債投資信託等の受益権に対する課税

平成28年1月1日以後の特定公社債以外の公社債、私募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の私募投資信託の受益権及び特定目的信託（その社債的受益権の募集が公募以外の方法により行われたものに限る。）の社債的受益権（以下「一般公社債等」という。）の譲渡に係る譲渡所得等については、所得割の課税対象とし、100分の3の税率による分離課税とする。

ウ 株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等を別々の分離課税制度とした上で、特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税並びに一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組する。

(3) その他必要な規定の整理を行う。

2 施行期日

平成28年10月1日。ただし、1の(2)及び(3)の改正規定については、平成29年1月1日

3 根拠法令

地方税法

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

(議案第74号)

廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(保 険 課)

1 改正の理由

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、次のとおり国民健康保険税の賦課に関する規定を改正しようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴い、必要な規定の整理を行う。
- (2) 株式等に係る譲渡所得等の分離課税が一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組されたことに伴い、必要な規定の整理を行う。
- (3) 上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税が新設されたことに伴い、必要な規定の整理を行う。
- (4) 条約適用配当等に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴い、必要な規定の整理を行う。
- (5) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

平成29年1月1日

4 根拠法令

議案第73号説明書に同じ。

(議案第80号)

財産の取得について

(消 防 本 部)

1 提案の要旨

廿日市消防署に配備する車両を買い入れようとするものである。

2 取得する財産

品 名 水槽付消防ポンプ自動車

数 量 1台

3 取得価格 39,585,000円

4 相手方 広島市中区舟入南三丁目13番3号

株式会社 三葉ポンプ

代表取締役 長 田 豊

5 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

(議案第 81 号)

財産の取得について

(消 防 本 部)

1 提案の要旨

廿日市消防署佐伯分署及び大野消防署に配備する車両を買い入れようとするものである。

2 取得する財産

品 名 高規格救急自動車

数 量 2 台

3 取得価格 31,500,000 円

4 相手方 廿日市市桜尾本町14番4号

株式会社 タケウチ自動車

代表取締役 竹 内 利 雄

5 根拠法令

議案第 80 号説明書に同じ。

(議案第 82 号)

財産の取得について

(消 防 本 部)

1 提案の要旨

廿日市消防署佐伯分署及び大野消防署に配備する高規格救急自動車に積載する高度救命処置用資機材を買い入れようとするものである。

2 取得する財産

品 名 高度救命処置用資機材

数 量 2組

3 取得価格 25,053,000円

4 相手方 廿日市市桜尾本町14番4号

株式会社 タケウチ自動車

代表取締役 竹 内 利 雄

5 根拠法令

議案第80号説明書に同じ。

(議案第 83 号)

財産の取得について

(消 防 本 部)

1 提案の要旨

消防団廿日市分団及び大野分団に配備する車両を買い入れようとするものである。

2 取得する財産

品 名 小型動力ポンプ付積載車

数 量 4 台

3 取得価格 27,090,000 円

4 相手方 広島市中区本通 7 番 26 号

株式会社 クマヒラセキュリティ

代表取締役 熊 平 明 宣

5 根拠法令

議案第 80 号説明書に同じ。

(議案第84号)

廿日市市公平委員会委員の選任の同意について

(人 事 課)

1 提案の要旨

(1) 若宮清行委員が、平成25年8月2日に死亡したので、その後任委員を選任しようとするものである。

(2) 後任委員

青 木 晴 美 (新任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

水 中 誠 三

院 去 幹 雄

2 根拠法令

地方公務員法

第9条の2

② 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

(諮問第3号)

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(人権・男女共同推進課)

1 提案の要旨

(1) 山中攻治委員は、平成25年12月31日をもって任期が満了するので、その後任委員を推薦しようとするものである。

(2) 後任委員

山中攻治(再任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

貸川奈智枝

西本タツ子

市里尚弘

兒玉宣明

原いち代

山中攻治

藤山節子

前田幸子

石社京子

新居克己

青木敬子

藤咲俊昭

星野弥生

宮本守

岡崎和生

佐々木三郎

正留律雄

2 根拠法令

人権擁護委員法

第6条

- ③ 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

